

町田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年(2026年)3月9日

提出者 町田市長 稲垣 康治

町田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

町田市職員の育児休業等に関する条例（平成4年6月町田市条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>(第1号部分休業の承認)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 職員勤務時間条例第17条第1項に規定する育児時間又は職員勤務時間条例第19条第1項に規定する介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間（当該非常勤職員が育児時間又は介護時間の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間から当該承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内で行うものとする。</p>	<p>(第1号部分休業の承認)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 職員勤務時間条例第17条第1項に規定する育児時間若しくは<u>子育て部分休暇</u>又は職員勤務時間条例第19条第1項に規定する介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間、<u>子育て部分休暇</u>又は介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間（当該非常勤職員が育児時間、<u>子育て部分休暇</u>又は介護時間の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間から当該承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内で行うものとする。</p>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。